

指定管理業務における情報セキュリティ対策に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、福生市情報セキュリティ規則（平成18年規則第33号。）に基づき、管理業務において、コンピューター等の情報機器を用いて利用者の個人情報及びその他管理業務に関する情報を取扱う場合、その適切な取扱いを確保し、情報の機密性、完全性及び可用性を維持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 ハードウェア及びソフトウェアで構成するコンピューター及び周辺機器並びに記録媒体（磁気ディスク等並びに入出力帳票及び情報システム仕様書等）をいう。
- (2) 業務情報 利用者の個人情報及びその他管理業務に関する情報をいう。
- (3) 市所管システム 市が所管する電子計算機及びネットワークをいう。

(管理体制)

第3条 指定管理者は、電子計算機及び業務情報を管理する責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、市に報告するものとする。

- 2 管理責任者は、電子計算機及び業務情報の取扱いに当たり、あらかじめ従事する職員（以下「作業従事者」という。）を指名し、それ以外の者に取扱わせてはならない。
- 3 管理責任者は、市所管システムの取扱いについては、市の当該システム管理者の指示に従い、適切に行わなければならない。
- 4 管理責任者は、電子計算機及び業務情報の取扱いについて、情報セキュリティが確保されているか定期的に点検し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。

(電子計算機及び業務情報の取扱い)

第4条 管理責任者は、電子計算機及び業務情報の取扱いについて、次に掲げる事項について必要な措置を施さなければならない。

- (1) 電子計算機及び業務情報について、作業従事者以外に使用させないこと、又は許可なく情報を閲覧させないこと。
- (2) 電子計算機に盗難防止用ワイヤーの設置等の盗難防止対策を行うこと。
- (3) 電子計算機の通信について、傍受又は損傷等を受けることがないように対策を行うこと。
- (4) 業務情報が許可なく持ち出され、又は必要のない者が利用することができないよう、施錠可能な保管庫に保管するなど適切に管理すること。
- (5) 電子計算機の設置場所に関して、前各号の事項が満たされるよう、物理的対策等を考慮すること。
- (6) 電子計算機のID、パスワードを厳重に管理すること。
- (7) 電子計算機に業務情報を入力する際、情報の正確性が保たれる対策を講じること。
- (8) 電子計算機及び業務情報に障害が発生し、管理業務に支障を来す場合、障害内容を調査し、市に速やかに報告すること。

(作業従事者への指導)

第5条 管理責任者は、作業従事者に対して、次に掲げる事項を遵守させるため、教育、訓練その他必要な指示及び指導を行わなければならない。

- (1) 電子計算機及び業務情報を業務目的以外に利用してはならないこと。
- (2) 業務情報の複製又は送付若しくは送信は、作業上必要な場合であって、管理責任者の許可を得た場合を除き、行ってはならないこと。特に、業務情報の自宅への持ち帰りや電子メール等による自宅への送信は行ってはならないこと。
- (3) 電子計算機及び業務情報を管理責任者の許可なく執務室外へ持ち出してはならないこと。
- (4) 業務情報を部外者へ提供してはならないこと。
- (5) 電子計算機の操作のために与えられたパスワードについて、他人に教え、又は目に付く場所にメモを貼ることのないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めること。
- (6) 電子計算機を利用しないときは、ログアウトを行うこと。
- (7) 市所管システムの操作等については、当該システムに関する各実施手順書に定めている事項を遵守すること。

(電子計算機及び業務情報の取扱いに関する調査及び監査)

第6条 市は、電子計算機及び業務情報の取扱いの状況について、指定管理者の作業場所その他の施設について、定期又は不定期に調査及び監査を行うことができる。

2 市は、前項の調査及び監査により、指定管理者の電子計算機及び業務情報の取扱いに不適切な点を認めるときは、指定管理者に対して、必要な是正措置を取るべきことを求めることができる。

3 指定管理者は、前項の是正措置の求めに対して、速やかに対応し、市の承認を受けなければならない。

(電子計算機及び業務情報の取扱いに関する自己点検)

第7条 指定管理者は、電子計算機及び業務情報の取扱いの状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならない。

2 管理責任者は、自己点検結果を市に報告しなければならない。

3 指定管理者は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

4 市は、第2項の規定による報告により、指定管理者の電子計算機及び業務情報の取扱いに不適切な点を認めるときは、指定管理者に対して、前条に規定する調査及び監査を行うことができる。

(事故発生時における報告)

第8条 指定管理者は、業務情報等の機密性及び完全性等が損なわれる等のセキュリティ事故が発生したときに備え、市に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。

2 事故発生時には、次に掲げる事項を実施しなければならない。なお、市が必要と認めるときは、当該事故の公表に係る資料等作成支援に努めなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、市に報告すること。
- (2) 市の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 市の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 市の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。